

資料提供
令和3年1月30日
担当：広島県対策本部
担当者：健康対策課 西丸
直通：082-513-3043

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年1月29日(金)に、新型コロナウイルス感染症の患者が12例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4794～4805例目であり、このうち、新たにクラスター感染（集団感染）が1件発生しています。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来（※）
4794	20	東広島市	1月29日(発症日) 発熱, 息苦しさ, 頭痛	1/29	宿泊療養施設 に入所中	《大学の学生クラスター関連》 ・県外往来なし
4795	20	東広島市	1月28日(発症日) 鼻汁, 頭痛	1/29	宿泊療養施設 に入所中	《大学の学生クラスター関連》 ・県外往来なし
4796	20	東広島市	1月29日(発症日) 鼻汁, 嘔気, 頭痛 倦怠感	1/29	宿泊療養施設 に入所中	《大学の学生クラスター関連》 ・県外往来なし
4797	20	東広島市	1月28日(発症日) 発熱, 鼻汁	1/29	宿泊療養施設 に入所中	《大学の学生クラスター関連》 ・県外往来なし
4798	20	東広島市	1月28日(発症日) 発熱, 倦怠感	1/29	宿泊療養施設 に入所中	《大学の学生クラスター関連》 ・県外往来なし
4799	10	東広島市	1月25日(発症日) 微熱, 咳, 鼻汁, 倦怠感 関節筋肉痛, 味覚異常	1/29	宿泊療養施設 に入所中	・県内感染者と接触あり ・県外往来なし
4800	30	東広島市	1月26日(発症日) 発熱, 結膜充血, 頭痛	1/29	宿泊療養施設 に入所中	・県内感染者の濃厚接触者 ・県外往来なし
4801	20	府中市	1月27日(発症日) 発熱, 咽頭痛, 頭痛 倦怠感	1/29	宿泊療養施設 に入所中	・県内感染者と接触あり ・県外往来なし
4802	20	府中市	1月28日(発症日) 微熱, 咽頭痛, 頭痛 鼻汁	1/29	宿泊療養施設 に入所中	・県内感染者と接触あり ・県外往来なし

県 No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来（※）
4803	30	府中市	1月27日(発症日) 発熱, 咳, 咽頭痛 頭痛	1/29	宿泊療養施設 に入所中	・中国地方感染者と接触あり ・県外往来者(中国地方)と接触あり
4804	10	廿日市市	1月27日(発症日) 発熱, 咳, 鼻汁 咽頭痛, 倦怠感	1/29	宿泊療養施設 に入所中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
4805	20	府中町	1月26日(発症日) 鼻汁, 咽頭痛, 発熱	1/29	宿泊療養施設 に入所中	・広島市感染者と接触あり ・県外往来なし

※ 発症（無症状は検体採取日）前 14 日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

《大学の学生クラスターについて》

県内の大学において、学内外で交友のあった学生同士の中から、6名の患者が発生。
・学内関係者 31 名の検査を実施し、6名陽性(県内 4710, 4794~4798)

《第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年1月18日～2月7日】》

【広島市の住民，事業者の皆様へ】

- 外出機会を削減してください（日常生活上必要な買い物などを含めて半分に減らし、20時以降の外出は更に削減（通学や医療機関の受診は制限しない））。
- 出勤者割合について7割削減を目標として実施するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。

【広島市及び近隣市町（廿日市市，府中町，海田町，坂町）の皆様へ】

- 飲食店を利用される場合には、パーティーなど仕切った飛沫感染予防対策を講じている飲食店や会食の場を利用してください。
- いわゆるマスク会食を行う際には、マスクを外した状態での会話は控えるようにしてください。
- 「広島積極ガード店」等の利用、「ひろしまコロナお知らせ QR」への利用者登録をお願いします。

【県民，事業者の皆様へ】

- 人と人との接触機会を低減してください（外出機会を半分に減らし、外出時間も短縮（通学や医療機関の受診は制限しない）、徒歩・自転車通勤・時差出勤などによる通勤時の接触の削減、出勤者割合について7割削減を目標として実施）。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください（緊急事態制限地域との往来は最大限自粛、感染拡大地域から及び同地域への往来は慎重に判断、広島市と広島市外との往来は最大限自粛（通勤・通学や医療機関の受診は制限しない））。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者などを、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。